

## 日女甲実告示第1号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和2年6月12日

日本女性会議 2021in 甲府実行委員会  
実行委員長 風 間 ふたば

### 1 業務名

「日本女性会議 2021in 甲府」大会参加受付・宿泊手配等業務

### 2 業務概要

日本女性会議 2021in 甲府大会（以下「大会」という。）を2021（令和3）年10月22日・23日・24日に開催するにあたり、大会参加者の受付、宿泊の手配等の業務を円滑に行うとともに、エクスカージョンを企画・実施し、甲府市を中心に山梨県内の観光資源等の魅力を全国に発信することを目的とする業務である。

### 3 履行期間

令和2年度：契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

令和3年度：契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

### 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 平成27年度から令和元年度までの間に、地方公共団体等から300万円以上の本業務と同種業務の委託契約の履行実績を有していること。
- (2) 山梨県内に本社、支店若しくは営業所を有する法人であって、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

## 5 手続等

- (1) 「日本女性会議 2021 in 甲府」大会参加受付・宿泊手配等業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）、仕様書、「日本女性会議 2021 in 甲府」大会参加受付・宿泊手配等業務企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）等の関係書類を甲府市ホームページ・女性活躍支援サイト「なでしこPlus」にて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

## 6 連絡先

日本女性会議 2021in 甲府実行委員会事務局

（甲府市 市民部 市民協働室 人権男女参画課 女性活躍係内）

担当：佐久間、樋口

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL 055-225-3940

FAX 055-222-2062

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp